

赤十字国際ニュース

2022年 第 9号 2022年2月28日

(通巻 第 1473号)

日本赤十字社 国際部

東京都港区芝大門 1-1-3 TEL 03-3437-7087 / FAX 03-6679-0785

E-mail:kokusai@jrc.or.jp <https://www.jrc.or.jp/>

【速報】ウクライナ危機における赤十字の活動

2月 24 日以降、ウクライナ各地で激化した戦闘により多くの市民が緊張と不安の中で過ごしています。赤十字は、国際赤十字・赤新月社運動全体（ウクライナ赤十字社をはじめとする各国赤十字・赤新月社、赤十字国際委員会（ICRC）、国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）を含む）で、この危機に対応しています。

ウクライナ赤十字社は、スタッフとボランティアの安全を確保しながら、暖かい衣服、食料、衛生用品などの必需品を集め、避難してきた人々のために避難所を提供しています。また、ウクライナ赤十字社のボランティアは、防空壕や地下鉄の駅にいる 1,000 人以上の人々に応急手当のトレーニングを提供しました。



衣類や食料などの必需品配付の準備 (C) ウクライナ赤十字社



応急手当のトレーニングを実施 (C) ウクライナ赤十字社

また、近隣の赤十字社も、ウクライナから国境を越えて逃ってきた人々を受け入れるために、準備を進めています。スロヴァキア赤十字社は、ウクライナから到着した人たちのために一時的な避難場所を提供するためにテントを設置しました。ポーランド赤十字社は、ウクライナとの国境沿いポトカルパチエのレセプションポイントにて、2022年2月26日までに23人に医療支援を行い、子どもたちが少しでも安心して過ごせるよう、おもちゃなどのプレゼントを配付しました。



ウクライナから逃ってきた人たちのためにテントを設置
(C)スロヴァキア赤十字社



子どもにプレゼントを渡すボランティア (C) ポーランド赤十字社

赤十字国際委員会「国際人道法の遵守を」

2月25日、ICRCのマウラー総裁は、ウクライナ危機に関して次のように声明を出しました。

「私たちは、ウクライナの住民の安全を強く懸念しています。紛争当事者に向けた私たちのメッセージは明確です。国際人道法を遵守し、市民と彼らが必要とするサービスを保護することです。ICRCのチームは緊急の人道ニーズに対応しています。命を救う活動を確実に続けられるようにしなければいけません」。

マウラー総裁の声明全文は[こちら](#)からご覧ください。

私たち赤十字は、いかなる状況下でも、人間の命と尊厳を守ることを最優先に活動を続けます。

そして、紛争当事者には国際人道法の遵守、特に一般市民の保護について、強く訴え続けます。

ウクライナ危機に対する日本赤十字社の具体的な対応については、今後も隨時お知らせいたします。